

「データセンターサービスに関する契約約款」新旧対照表

注) 本対照表は、上記両約款の対照を示す目的で作成されたものであり、当該目的に反しない限りで一部省略している箇所があります。

データセンターサービスに関する契約約款 (新規適用約款)	データセンターサービス契約約款 (旧適用約款)
<p>第1条 (約款の適用)</p> <p>1. 株式会社 IDC フロンティア (以下「当社」といいます) は、この「データセンターサービスに関する契約約款」(以下「約款」といいます) に定めるところにより、以下に記載するデータセンターにおいて又はインターネット・ネットワークを介して、お客様に本サービス (第3条に定義されます) を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 東京有明第1データセンター</li><li>② 東京有明第2データセンター</li><li>③ 東京新川データセンター</li><li>④ 東京新宿データセンター</li><li>⑤ 東京虎ノ門データセンター</li><li>⑥ 東京日本橋データセンター</li><li>⑦ 神奈川横浜データセンター</li><li>⑧ 大阪吹田データセンター</li><li>⑨ アジアン・フロンティア (北九州)</li></ul> <p>2. 当社は、約款のほか、サービスレベル規程 (文書 B) を定め、これにより本サービスの内容を規定します。また、当社は、(i) サービス利用規程 (文書 A) 、及び (ii) レジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者への申請手続等に関する規程 (文書 C) を定めます。お客様はこれら (i) 及び (ii) の規程に従うこととします。</p> <p>3. 前項に定める規程は、特に断りのない限り、約款の一部を構成し、その変更等の手続きは約款に準じます。</p> <p>4. 当社は、第2項に定める規程とは別に、個別規程を定める場合があります。約款とその個別規程</p>	<p>第1条 (約款の適用)</p> <p>IDCフロンティア株式会社(以下「当社」といいます)は、この「データセンターサービス契約約款」(以下「約款」)と申します)に定めるところにより、以下に記載するデータセンターにおいて、お客様にデータセンターサービス (以下「本サービス」といいます) を提供します。</p> <p>(1) 新宿データセンター</p>

<p>程の効力の優劣については、個別規程においてこれを定めるものとします。</p> <p>5. 約款は、当社ホームページ等において、いつでも閲覧することができます。また、当社は、いつでもお客様の求めにより、約款を記載した書面を交付します。</p> <p>6. 約款に基づく本サービス利用契約については、これを借地借家法上の賃貸借契約と扱うものではなく、お客様が当社に対して同法上の賃借人としての地位を取得するものではありません。</p> <p>第2条 (約款の変更)</p> <p>1. 当社は、約款を変更することがあります。この場合、当社は、変更予定日の遅くとも60日前までにお客様に対し変更内容を通知します。通知の方法は、約款の定めるところによります。</p> <p>2. 約款の変更日以降は、本サービス利用契約には、変更後の約款の規定が適用されることとなります。</p> <p>3. 約款の変更がお客様にとって不利益となると合理的に認められる場合は、お客様は、当該変更にかかる通知が到達した日から30日以内に、当社に対して、書面をもって通知することにより、本サービス利用契約を解除することができます。</p> <p>4. 前項の場合、本サービス利用契約は、約款の変更の効力が生じる日の前日をもって、終了するものとします。</p> <p>第3条 (用語の定義) (略)</p> <p>第4条 (利用の申込)</p>	<p>第2条(約款の変更)</p> <p>当社は、この約款を変更することがあります。この場合、当社は、変更日前にはお客様に対し変更後の約款を当社ホームページ等、所定の形式で通知若しくは告知するものとします。尚、変更日以降における本サービスの提供条件は、変更後の約款に基づきます。</p> <p>第9条 (契約内容の変更)</p> <p>1. お客様は、本サービス利用契約の内容の変更を当社に請求することができます。変更の申込及び成立については、第5条、第6条に準じるものとします。</p> <p>2. 当社は、お客様に提供しているサービス仕様の全部又は一部を、その判断で変更することができます。この場合、当社は、変更日より前にお客様に対してかかる変更に起因するお客様への影響を最小限に抑えるよう合理的な努力を払うものとします。尚、お客様に対し、取替えサービスで代用するか若しくはサービスを廃止する場合、当社はその旨を30日以上前にお客様に通知するものとします。</p> <p>第3条 (用語の定義) (略)</p> <p>第5条 (利用の申込)</p>
---	--

<p>お客様が、約款に基づいて本サービスの利用を申込みとする場合には、当社所定の申込書に使用開始希望日、サービス（商品）名、費用、当初期間/契約満了日及び更新期間（単位）等本サービスの提供に必要な情報を記載のうえ、これを当社に提出することとします。</p>	<p>本サービスの利用申込は、お客様が、当社所定の申込書を当社に提出することにより行われます。尚、申込書には、使用開始希望日、当初期間/契約満了日及び更新期間（単位）を記載するものとします。</p>
<p>第5条 （本サービス利用契約の成立）</p>	<p>第6条（契約の成立）</p>
<p>1. 本サービス利用契約は、前条の申込書を当社が承諾したときに成立します。</p> <p>2. 当社は、お客様から申込書を受領した後、合理的と考えられる期間でお客様の申込内容を審査し、以下の何れかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用の申込を承諾しないことがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① お客様の申込に従って本サービスを提供することが技術その他の理由で困難であるとき</li><li>② お客様が本サービスの料金又はその他の費用の支払いを怠り、若しくは怠る虞があるとき</li><li>③ お客様が本サービスの申込に際し、虚偽の記載・申告等をしたとき</li><li>④ お客様が第21条（当社による解除）第1項各号若しくは第2項各号の何れかに該当する事由があるとき、又はその虞のあるとき</li><li>⑤ お客様が違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様で本サービスを利用し、又は利用する虞があるとき</li><li>⑥ お客様が当社又は第三者の信用を毀損する態様で本サービスを利用する虞があるとき</li><li>⑦ お客様が、本サービスを利用する他の利用者に対して支障を与える態様で本サービスを利用する虞があるとき</li><li>⑧ 上記各号のほか、当社が、お客様の申込に対して、継続的に本サービスを提供することができないと判断するとき</li></ul> <p>3. 当社は、お客様の申込を承諾しない場合、その</p>	<p>1. 本サービス利用契約は、前条の申込書を当社が承諾したときに成立します。申込書を承諾する場合、当社は、当社所定の申込承諾書を発行します。</p> <p>2. 当社は、サービス開始日が確定次第、直ちにお客様に通知するものとします。尚、サービス開始日は使用開始希望日と異なることがあります。</p> <p>3. 当社は、申込承諾書の発行後であっても前項に規定するサービス開始日の確定以前で、サービスの提供の詳細を精査する過程でサービス提供が不可能又は変更が必要とされると判断した場合、お客様に通知の上、補償なしに契約を解除又は変更できるものとします。解除又は変更の事由が当社の責に起因しない場合、当社はお客様に違約金（追加料金）あるいは再度サービス提供に要した費用を請求することができるものとします。</p>

<p>旨をお客様に通知します。</p> <p>4. お客様による本サービス利用契約の変更の申込は、第4条及び本条に準じます。</p> <p>5. 本サービス利用契約の成立は、これによりお客様がデータセンターにかかる物の所有権を取得するものではありません。但し、個別規程により定めた場合にはこの限りではありません。</p> <p>第6条 (契約に基づく権利の譲渡等)</p> <p>1. お客様は、当社の書面による同意なしに、その全部又は一部を問わず、本サービス利用契約に基づく自らの権利を第三者に対して譲渡し、又は、免責的に債務を引き受けさせることはできません。但し、お客様が会社である場合に、その合併又は会社分割により、合併後の会社又は会社分割後の会社が本サービス利用契約上の地位を承継する場合はこの限りではありません。この場合、お客様は、上記の承継の予定を当社に対して事前に通知することとします。</p> <p>2. 当社は、お客様の書面による同意なしに、その全部又は一部を問わず、本サービス利用契約に基づく自らの権利を第三者に対して譲渡し、又は、免責的に債務を引き受けさせることはありません。但し、当社が合併し又は会社分割する場合はその限りではありません。</p> <p>3. 本条の規定に関わらず、お客様が当社との本サービス利用契約を維持しつつ、これに基づいて第三者に本サービスと同種のサービスを提供する場合は、本条の適用はありません。但し、当該第三者の行為はお客様の行為とみなします。</p> <p>第7条 (名称や地位承継の際の変更手続き)</p> <p>1. 当社又はお客様は、その名称、商号、所在地又は代表者に変更があったときは、その相手方に対し、速やかに、変更があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。</p>	<p>第7条 (契約に基づく権利の譲渡等)</p> <p>いずれの当事者も、相手方の書面による事前の同意なしには、全部、一部を問わず、本サービス利用契約に定める自らの権利を第三者に対して譲渡し、又は、債務を引き受けさせることはできません。但し、法人の合併により、本サービス利用契約上の地位を承継する場合はこの限りではありません。</p> <p>第8条 (お客様の名称等の変更及び契約上の地位の承継)</p> <p>1. お客様は、その商号又は所在地に変更があったときは、当社に対し、可及的速やかに、変更があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出る</p>
---	--

<p>2. 会社の合併又は会社分割によりお客様の地位が承継されたときは、合併又は会社分割によりその地位を承継した会社は、当社に対し、承継の日から 30 日以内に、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。</p>	<p>ものとします。</p> <p>2. 法人の合併によりお客様の地位が承継されたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、当社に対し、承継の日から 30 日以内に、承継があった事実を証明する書類を添えてその旨を申し出るものとします。</p>
<p>第 8 条 (サービス料金)</p> <p>1. お客様は、請求書記載の支払期日までに、当社指定の金融機関に宛ててサービス料金を支払うものとします。</p> <p>2. エネルギーや金属等の価格、雇用条件の変化等、経済情勢の変動により、サービス料金が不相当となった時は、当社は、本サービス利用契約の期間内でも、サービス料金を変更することができます。この場合、第 2 条の規定を準用します。</p>	<p>第 10 条 (サービス料金)</p> <p>お客様は、本サービス利用の対価として、当社の提示する初期費用、月額使用料、及びその他料金を支払う義務を負います。</p>
<p>第 9 条 (月額費用の支払)</p> <p>お客様が前条の規定に従い当社に支払うサービス料金に関し、その月額費用は、課金開始日より発生するものとします。但し、課金開始日が月初と異なる場合は、課金開始日から起算し、その月の使用日数を 30 で除した数に、月額費用を乗じて得た額(円未満の端数が出た場合は切り捨て、以下約款において同様とします)とします。</p>	<p>第 11 条 (支払)</p> <p>お客様は、サービス料金を請求書記載の支払期日までに当社指定の金融機関に宛てて支払うものとします。</p>
<p>第 10 条 (追加料金の支払)</p> <p>本サービス利用契約に定めがない場合でも、お客様の依頼又はお客様の責めに帰すべき事由により、当社がお客様に対して本サービス若しくはそれ以外のサービスの提供を行い、又はそれを継続するために必要な業務、作業その他の行為を行った場合には、当社はお客様に対して相対的な対価を請求することがあります。</p>	<p>第 12 条 (月額使用料及び再接続費用)</p> <p>1. お客様が前条の規定に従い当社に支払う月額使用料は、第 22 条に規定する契約期間の開始日(課金開始日)より発生します。但し、課金開始日が月初めと異なる場合、課金開始日から起算し、その月の末日までの使用日数に月額使用料の 30 分の 1 を乗じて得た額とします。</p> <p>2. 本約款に基づき、お客様の作為又は不作為を理由として当社が本サービス利用契約の運用を中止した場合(第 13 条第 2 項に規定する本サービスの提供の停止を含みます)、お客様は、本サービスの再利用に要した所定の再接続費用を再利用日までに支払う義務を負います。</p>

<p>第 11 条 (支払遅延)</p> <p>1. お客様は、サービス料金をその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、遅延損害金として、支払期日の翌日から支払日までの日数について年 14.5%の割合 (年 365 日の日割計算とします) で計算して得た額を、サービス料金に加算して支払うものとします。</p> <p>2. 当社は、お客様がサービス料金をその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払を受けるまでの間、本サービスの提供を停止することがあります。</p>	<p>第 13 条 (支払遅延)</p> <p>1. お客様は、サービス料金をその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として対象となるサービス料金に加算して支払うものとします。</p> <p>2. 当社は、お客様がサービス料金をその支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払が完了するまでの間、本サービスの提供を停止することがあります。</p>
<p>第 12 条 (最低利用期間及び違約金)</p> <p>1. 当社は、本サービス利用契約について、最低利用期間を定めます。この最低利用期間は、(i) 当初 1 年間で定める場合、(ii) 当初 1 年間及びその後の更新期間ごとにその終了時までを定める場合、(iii) その他の方法により定める場合、があり、それぞれサービス仕様書又は本サービス利用契約によりその内容を定めます。</p> <p>2. 前項の最低利用期間内に、第 21 条 1 項又は第 22 条の規定により本サービス利用契約が終了した場合、お客様は、本サービス利用契約に定めるとおり、違約金を支払わなければなりません。</p>	<p>第 26 条 (違約金)</p> <p>本サービス利用契約の期間内 (当初期間/契約満了日と更新期間 (単位) の何れも含まれます) に第 23 条あるいは第 24 条の規定により本契約が解除された場合、お客様は、本サービス利用契約の未経過期間に対応するサービス料金に相当する額を、違約金として当社に一括で直ちに支払うものとします。</p>
<p>第 13 条 (特約による本章の規定の排除)</p> <p>本章の規定に関して、本サービス利用契約に別段の定めがある場合には、その定めが優先するものとします。</p>	
<p>第 14 条 (お客様の立入り及び利用)</p> <p>お客様がデータセンターに立入り、又はこれを利用する場合には、サービス利用規程を遵守するものとします。</p>	<p>第 14 条 (お客様装置の据付)</p> <p>1. お客様は、当社の承認を得た後に お客様エリアに立ち入りお客様装置を据え付けるものとします。お客様は、お客様装置の据付について全て責任を負いますので、お客様若しくは第三者の責に帰</p>

<p>第 15 条 (データセンターの安全保持)</p> <p>1. お客様は、当社のデータセンター又はお客様装置若しくは他の利用者のネットワーク・システム等にデータセンターの安全の保持の上で問題となるような異常を発見したときは、速やかに当社にその旨を連絡するものとします。</p> <p>2. 当社は、当社のデータセンター及び当社のお客様の安全の保持のため、事前にお客様に通知のうえ、お客様装置の設置場所に立ち入って、お客様装置その他を調査し、又は検査することがあります。ただし、当社が緊急を要すると判断した場合には、当社は事前の通知をせずに、上記の立ち入り、調査又は検査をすることができます。</p> <p>3. 前項の場合、お客様は合理的な理由なくしてこれを拒むことはできません。</p> <p>4. 当社は、データセンター又はインターネット・ネットワークに事故、異常その他の障害が発生したときは、当社の定めるところにより、速やかにその状況をお客様に通知します。但し、軽微なものについては、この限りではありません。</p>	<p>すべき事由によりお客様又は第三者に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。</p> <p>2. お客様装置の種類について、当社は、設置前にお客様に対して報告を求めることができます。</p> <p>第 15 条 (立ち入り規則の遵守等)</p> <p>1. お客様は、お客様エリアに立ち入る際には、当社が別途定める立ち入り規則を遵守するものとします。当社は、随時、立ち入り規則を変更する権利を留保しますが、立ち入り規則を変更する場合は、可及的速やかに当社ホームページ又はその他の方法により提示するものとします。</p> <p>2. お客様は、当社の事前の書面又はウェブサイトによる同意を得ることなく、お客様エリアのいかなる部分についても、第三者に立入らせ、又は、利用せしめてはなりません。尚、お客様が事前の同意を求めた場合、当社は、自らの裁量により、当該同意を留保することができるものとします。</p>
<p>第 16 条 (お客様装置の設置、撤去)</p> <p>1. お客様は、設置するお客様装置の内容を、事前に当社に対して届け出なければなりません。</p> <p>2. お客様がデータセンターにお客様装置を設置し、それらを交換し、又は撤去する場合には、それらの梱包及び移送に必要な資機材の手配を含め、すべてお客様が自らの責任においてこれを実施するものとします。</p> <p>3. お客様がお客様装置を新たに接続し、又は取り外そうとする場合には、これを遅くとも 48 時間前に当社に通知するものとします。</p> <p>4. お客様が、お客様装置の設置、交換又は撤去に際して、一般輸送業者等を起用する場合は、当該業者の責めに帰すべき事由により生じたデー</p>	<p>第 16 条 (お客様装置の増設及び交換)</p> <p>機種の変更等の理由でお客様装置の増設・交換を行う場合、お客様装置の梱包及び移送に必要な資機材の手配を含め、全ての事柄はお客様が自らの責任において実施するものとします。お客様が、お客様装置の撤去に際して、一般輸送業者等を起用する場合、当該業者の責に帰すべき事由により生じたお客様装置及び当社又は他のお客様の設備の損傷等については、お客様が全てその責任を負うこととします。</p>

タセンター又は他の利用者の設備、装置その他の機器等の損傷等については、お客様が全てその責任を負うこととします。

第 17 条 (当社の賠償責任)

1. 本サービス利用契約に関して、お客様（お客様が立ち入らせた第三者及び一般輸送業者等も含みます、以下本条において同様とします）に、サービスレベル規程において減額を行うものとして定めがある事由に係る損害が生じた場合の当社の賠償責任は、その請求原因の如何を問うことなく、同規程における減額の総額を限度とし、当社はその他のいかなる賠償も行わないものとします。
2. 前項に定めるほか、本サービス利用契約に関して、お客様に損害が生じた場合の当社の賠償責任は、その請求原因の如何を問うことなく、お客様が現実に被った通常かつ直接の損害を限度とし、かつその損害賠償額の合計は、該当する本サービス利用契約に定めるサービス料金の月額費用の1ヶ月分を限度とします。
3. 本条において、当社がお客様装置その他の機器等の損傷又は滅失について賠償の責任を負う場合、当社の賠償責任額は、お客様装置のその時点における時価（客観的に妥当な額として当社が算定した額）に限定されます。
4. 本契約における他の条項の定めに関わらず、当社は、お客様の逸失利益、データ・ソフトウェア等の喪失による損害及び予見可能性の有無に関わることなく特別な事情により発生した損害については、請求原因の如何を問わず、損害賠償の責任を負いません。

第 17 条 (人身損害)

当社は、お客様エリアにおいてお客様の従業員又はお客様が立ち入りを承認した者（前条記載の一般輸送業者等を含みます）に生じた人身損害について、賠償の責任を負いません。但し、当該損害が当社の故意又は重大な過失により生じた場合には、この限りではありません。

第 18 条 (お客様の事業に関わる損害)

当社は、お客様による本サービスの利用、お客様の事業、お客様の顧客又は当社におけるお客様の使用人等の活動によりお客様に発生したいかなる損害及び損失についても、債務不履行責任、不法行為に基づく責任、その他の理由の如何を問わず一切責任を負いません。これは、当該損害発生の可能性についてあらかじめ通知されていた場合であっても同様です。

第 19 条 (お客様装置の損傷)

1. 当社は、お客様エリア内で生じたお客様装置の損傷、又は、滅失について、一切賠償の責任を負いません。但し当該損傷又は滅失が当社の故意又は重大な過失により生じた場合はこの限りではありません。当社がお客様装置の損傷又は滅失について賠償の責任を負う場合であっても、当社の賠償責任額は、お客様装置のその時点における時価に限定され、かつ第 20 条（責任の範囲及び損害賠償額の上限）に定める制限に従うものとします。
2. 当社は、お客様装置の損傷及び滅失に関連してお客様に発生したいかなる損害及び損失についても、債務不履行責任、不法行為に基づく責任、その他の理由の如何を問わず一切責任を負いません。

<p>第 18 条 (第三者の請求に対する措置)</p> <p>お客様がデータセンターを利用することにより、下記のいずれかの損害について第三者から当社（当社の役員及び従業員個人を含みます、以下本条において同じ）に対して、又はお客様及び当社を共同被告として請求又は訴訟等の法的手続きが提起された場合には、お客様は、請求原因の如何を問わず、自らの費用及び責任のもとお客様及び当社を防御するとともに、当社に支払いを命じられた損害賠償及びこれに伴う費用（合理的な金額の弁護士報酬を含みます）について、当社に補償するものとします。</p> <p>(1) サービス利用規程に違反する行為により生じた損害</p> <p>(2) お客様の行為に起因して当社の他のお客様に生じた損害</p>	<p>これは、当該損害発生の可能性についてあらかじめ通知されていた場合であっても同様です。</p> <p>第 20 条 (責任の範囲及び損害賠償額の上限)</p> <p>1. 当社は、いかなる場合も、お客様に対し以下に規定する責任は一切負わないものとします。</p> <p>(1) お客様が本サービスの使用により得ることのできた収入、ビジネス機会、契約締結機会その他一切の機会費用及び逸失利益</p> <p>(2) 間接的損害、派生的損害、特別な事情により発生した損害（予見の有無を問いません）又は情報資産の損害の結果的損害等あらゆる形で生じる損害又は、暖簾（営業権）の損失一切</p> <p>2. この約款の他の規定に係らず、本サービス利用契約にかかわりお客様に対して当社が負う損害賠償額の合計の上限は、お客様に損害が発生した月の前料金月から起算して、過去 1 ヶ月間に、本サービス利用契約に基づいてお客様が当社に支払った金額の合計金額とします。</p>
--	--

<p>(3) お客様又はお客様の委託業者若しくはエンドユーザ（サービス利用規程第2条に定義されま す）等に生じた損害</p> <p>(4) 第24条の定めにより当社がお客様装置を撤去 した場合に発生した第三者の損害</p>	
<p>第19条（秘密情報その他の扱い）</p>	<p>第21条（秘密保持）</p>
<p>1. 当社及びお客様は、それぞれ相手方が自らの秘密情報を知り得ることを了承し、秘密情報のいかなる部分も、その方法を問わず自己若しくは第三者のために利用することなく、かつその開示形態を問うことなくいかなる第三者にも開示・漏洩・披瀝しないものとします。但し下記の各号の情報は、秘密情報には当たらないものとします。</p> <p>(1) 相手方から開示を受ける以前から当事者が保有していた情報</p> <p>(2) 秘密保持義務を有する者以外から、直接又は間接的に、当事者に開示された情報</p> <p>(3) 開示後に公知となった情報（但し、約款に違反して公知となった情報を除きます）</p> <p>(4) 秘密である旨又は秘密として保持すべき旨の指定がなされていない情報</p> <p>2. 前項の規定に関わらず、何れの当事者も、下記の場合には、秘密情報を開示することができます。</p> <p>(1) 弁護士、会計士又は税理士等の専門家（その当事者が委任する者に限る）に対して合理的と認められる範囲で秘密情報を開示する場合</p> <p>(2) 裁判所等の公権力の強制力ある命令により開示すべき義務を負う場合</p> <p>3. 本サービス利用契約終了後30日以内に、お客様は、当該終了の時点で所有している当社の秘密情報の全てを返却し又はこれを自らの責任において廃棄するものとします。</p> <p>4. 当社は、警察署、検察庁、総務省若しくは金融</p>	<p>1. 当社及びお客様は、それぞれ他方当事者の事業、事業計画、顧客情報、技術及び製品に関する秘密情報、当社で開発したソフトウェアに関する秘密情報、本サービス利用契約の全ての条項並びに他方当事者が秘密として保持するその他の情報（以下「秘密情報」といいます）を知り得ることを了承し、他方当事者の秘密情報のいかなる部分も、その方法を問わず自己若しくは第三者のために利用することなく、かつその開示形態を問うことなく、いかなる第三者にも開示・漏洩・披瀝しないものとします。尚、法律により求められる場合、又は、合理的に必要と判断される、当該当事者の弁護士、会計士又はその他の顧問に対する開示はこの限りではありません。但し下記の条件に当てはまる情報は、この約款にいう秘密情報とは看做さないものとします。</p> <p>(1) 当社から開示を受ける以前からお客様が保有していた情報</p> <p>(2) 当社に対して秘密保持義務を有する者以外から、直接、又は、間接的に、お客様に開示された情報</p> <p>(3) 開示後に公知となった情報（但し、お客様による本契約約款違反により公知となった情報を除きます）</p> <p>(4) お客様が、独自に開発した情報</p> <p>(5) お客様において、法律又は行政庁若しくは裁判所の命令により開示すべき義務を負う情報（但し、かかる事由により当社の秘密情報を開示する場合、お客様は、遅滞なく、当社に対して、開示の必要性及び開示すべき情報を書面に記して通知を行い、開</p>

<p>庁等の行政機関、裁判所、国会、地方公共団体、又は弁護士若しくは公認会計士等が、強制力の有無を問わず法令上の手続に従って秘密情報に当たらないお客様に関する情報の開示を求めた場合には、法令及びガイドライン等に従い、合理的且つ必要最小限度と認められる範囲で、これを開示することがあります。</p>	<p>示すべき秘密情報の範囲を最小限にとどめるため、当社に全面的に協力するものとします)</p> <p>2. 本サービス利用契約終了後 30 日以内に、お客様は、当該終了の時点で所有している当社の秘密情報の全てを返却し、会計記録保持の要求に従うために必要なものを除いて、当該秘密情報のコピーを作成し、又は、保持してはならないものとします。</p> <p>3. 本条に定める義務は、本サービス利用契約が終了した場合においても、存続するものとします。</p>
<p>第 20 条 (契約期間)</p>	<p>第 2 2 条 (契約期間)</p>
<p>本サービス利用契約は、当社又はお客様が、契約満了日の 30 日前までに、相手方に対し、書面による通知をもって更新を行わない旨の意思表示をしない限り、本サービス利用契約に定める申込の更新期間 (単位) に従って自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。</p>	<p>1. 本サービス利用契約の契約期間とは、当初期間 / 契約満了日と更新期間 (単位) で構成されます。当初期間 / 契約満了日は納品書若しくは請求書に記載された課金開始日から始まる最初のサービス提供期間となります。本サービス利用契約は、何れかの当事者が相手方当事者に対し、当初期間満了の 90 日前までに、書面による通知をもって更新を行わない旨の意思表示をなさない限り、自動的に更新期間 (単位) 更新されるものとし、その後も同様とします。</p> <p>2. 契約終了後に何れかの本サービスを利用した場合、お客様は、その時点の当社の本サービス利用契約及び料金に基づいて、当該サービスを利用したものと看做されます。但し、この場合、当社は当該サービスを提供する義務を負うものではなく、お客様に通知することにより当該サービスの提供を終了することができるものとします。</p>
<p>第 21 条 (当社による解除)</p>	<p>第 2 3 条 (当社による解除)</p>
<p>1. 当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービス利用契約を直ちに解除することがあります。本項に基づく解除は、第 1 2 条 2 項に規定する違約金の支払の対象となります。</p> <p>(1) お客様がサービス料金を支払期日後 30 日間経</p>	<p>1. 当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービス利用契約を直ちに解除することがあります。</p> <p>(1) お客様がサービス料金を支払期日後 15 日間経過してもなお支払わないとき</p> <p>(2) お客様がサービス料金を支払期日までに支払わ</p>

<p>過してもなおお支払わないとき</p> <p>(2) お客様がサービス料金を支払期日までに支払わないことが3度あったとき</p> <p>(3) お客様がサービス利用規程に違反したとき</p> <p>(4) お客様が、破産・会社更生・特別清算・民事再生手続き等の申し立ての対象となったとき</p> <p>(5) お客様が提出した申込書の内容に虚偽の記載があるとき</p> <p>(6) 上記(1)乃至(5)のほか、お客様が約款の何れかの条項に違反し、当該違反の是正を求める書面による通知を受領した後15日以内に当該違反を是正しないとき</p> <p>2. 当社は、お客様が次の各号に該当すると当社が判断した場合、何らの通知及び催告なしに本サービス利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>(1) 当事者、当事者の特別利害関係者（役員（役員持株会を含みます。）、その配偶者及び二親等内の血族、これらの者により議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員をいう。以下同じ）、当事者の重要な使用人、主要な株主若しくは取引先等が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準じるものをいう。以下同じ）であることが判明したとき、又は当事者、その特別利害関係者、その重要な使用人、主要な株主若しくは取引先等と反社会的勢力との関与が明らかになったとき。</p> <p>(2) 自ら又は第三者を利用して、当社に対して以下の行為を行った場合</p> <p>① 違法な又は相当性を欠く不当な要求</p> <p>② 有形力の行使に限定しない示威行為などを含む暴力行為</p> <p>③ 情報誌の購読など執拗に取引を強要する行為</p>	<p>ないことが3度あったとき</p> <p>(3) お客様が当社の定めるサービス利用規則に違反したとき</p> <p>(4) お客様が、破産・会社整理・会社更生・特別清算・民事再生手続き等の申し立ての対象となったとき</p> <p>(5) 上記(1)、(2)及び(3)以外で、お客様がこの約款のいずれかの条項に違反し、当該違反の是正を求める書面による通知を受領した後15日以内に当該違反を是正しないとき</p> <p>2. 当社は、前項の規定により本サービス利用契約を解除するときは、お客様に対し、その旨を書面により通知します。</p> <p>3. 当社は、当社の責めに帰さない事由により本サービスの提供を継続できないときは、お客様に対し現実に可能な限りの通知を行った上で、いつでも本サービスの停止又は本サービス利用契約の解除ができるものとします。本条により本サービスを停止、休止、解除する場合は、当社はお客様に与える混乱を最小限に抑えるよう合理的な努力を払うものとします。</p>
--	--

<p>④ 被害者団体など属性の偽装による当社への要求行為</p> <p>⑤ その他「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で禁止されている行為</p> <p>(3) 当社に対して、自身が反社会的勢力である、又は関係者である旨を伝えるなどした場合</p> <p>2. 当社は、前項の規定によるほか、本サービス利用契約に期限の定めのない場合に限り、90 日前までに書面によりお客様に通知することにより、本サービス利用契約を解除することができます。</p> <p>第 22 条 (お客様による解除)</p> <p>お客様は、本サービス利用契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の 30 日前までに、書面によりその旨を当社に通知するものとします。本条に基づく解除は、第 12 条 2 項に規定する違約金の支払の対象となります。</p> <p>第 23 条 (お客様装置の撤去等)</p> <p>1. お客様は、本サービス利用契約が終了する場合には、本サービス利用契約の終了時までには、お客様の責任と費用のもと、データセンター内に設置したお客様の設備を撤去し、データセンターを原状に復帰させるものとします。</p> <p>2. 前項に定める撤去及び原状復帰に当たっては、お客様は、その手配等について当社に事前に通知するものとします。</p> <p>3. 当社は、本サービス利用契約の終了日以降もお客様装置がデータセンター内に残存する場合には、お客様が現実にお客様装置を撤去又は原状復帰した日まで、お客様がデータセンターを利用したとみなして、お客様に対してその期間に対応するサービス料金相当額の 2 倍の額を請求することができます。但し、この場合、当社は第 24 条に定める権利を留保します。</p>	<p>第 24 条 (お客様による解除)</p> <p>お客様は、本サービス利用契約を解除しようとするとき、解除しようとする日の 90 日前までに、書面によりその旨を当社に通知するものとします。</p> <p>第 25 条 (契約終了に伴うお客様装置の撤去)</p> <p>1. 本サービス利用契約が期間満了又は解除により終了する場合、お客様は、契約終了日までにお客様装置を撤去し、お客様エリアを原状に復帰するものとします。お客様装置を据え付けた際、当社が標準的なサービスとして提供する以外にもお客様の特別な要望に応じるため当社施設に何らかの変更を加えていた場合、当社が当該変更部分を復元するために要した費用については、契約終了時にお客様が負担するものとします。</p> <p>2. 本サービス利用契約の終了に際してお客様装置を撤去する場合、お客様は、撤去希望日の 2 週間前までに、撤去の手配等について当社に通知するものとします。</p> <p>3. 未払いのサービス料金がある場合、当社は、お客様の負担する債務の支払が全て完了するまで、お客様によるお客様装置の撤去 (お客様エリア及び当</p>
---	---

<p>第 24 条 (当社によるお客様装置の撤去等)</p> <p>1. 当社は、お客様が、前条に定める指定日までにお客様装置の撤去及びデータセンターの原状復帰を行わなかったとき、又はこれらが不完全であったときは、何らの制限なしにお客様装置を所定の場所から移動させ、保管し、処分し、又はデータセンターの原状復帰をすることができるとします。</p> <p>2. 前項の場合、当社は、移動、保管、処分（記憶装置に記録されたデータの消去又は破壊に要する費用も含まれますがこれに限られません）及びデータセンターの原状復帰に要した費用のすべてをお客様に請求することができます。お客様装置の処分により当社が対価を得た場合には、当社はその対価をお客様の当社に対するいかなる債務にも充当することができます。</p> <p>3. 当社は、本条の規定によるお客様装置の移動、保管又は処分に関して発生したお客様の損害については、一切の責任を負いません。</p>	<p>社施設からの持ち出し) を禁止することがあります。</p> <p>4. お客様が、契約終了日経過後もお客様装置を撤去しない場合（前項に基づき撤去を禁止されている場合も含みます）、当社は、契約終了日の翌日以降、お客様に違約行為がなかったならば、失わなかったはずのサービス料金相当額をお客様に請求することができるものとします。更に、当社は、お客様装置をお客様エリアから当社が適当であると考えるところに移動する場合、その移動に要した費用及び移動先におけるお客様装置の保管費用をお客様に請求することができるものとします。お客様はかかる請求書受領後 30 日以内に当該費用を支払うものとします。</p> <p>5. 契約終了日から 30 日を経過してもお客様がお客様装置を引き取らない場合（第 3 項により持ち出しを禁止されている場合も含みます）、当社は、お客様装置を合理的な方法で処分し、その対価を当社のお客様に対する債権（前項の費用、未払いのサービス料金及び損害賠償債権を含みます）に充当することができるものとします。</p> <p>6. 当社は、前二項に基づくお客様装置の移動及び処分について、お客様に対し、損害賠償その他名目の如何を問わず、何らの支払い義務も負わないものとします。</p> <p>第 27 条(サービスの終了)</p> <p>当社は、お客様に提供しているサービスの全部又は一部を、その判断で代用又は廃止することができます。この場合、当社は、かかる変更起因するお客様への影響を最小限に抑えるよう合理的な努力を払うものとします。尚、お客様に対し、取替えサービスで代用するか若しくはサービスを廃止する場合、当社はその旨を 30 日以上前にお客様に通知</p>
---	--

<p>第 25 条 (条文の存続)</p> <p>本サービス利用契約の終了後も、本条に加え、第 1 1 条 (支払遅延)、第 1 2 条 (最低利用期間及び違約金)、第 1 4 条 (お客様の立入り及び利用)、第 1 5 条 (データセンターの安全保持)、第 1 6 条 (お客様装置の設置、撤去)、第 1 7 条 (当社の賠償責任)、第 1 8 条 (第三者の請求に対する措置)、第 1 9 条 (秘密情報その他の扱い)、第 2 3 条 (お客様装置の撤去等)、第 2 4 条 (当社によるお客様装置の撤去等) 及び第 3 1 条 (誠実協議及び合意管轄) の条文の効力はその後も存続するものとします。</p> <p>第 26 条 (非常時における重要通信の優先)</p> <p>1. 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、若しくは発生する虞があるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限し、又はこれを停止する措置を取ることがあります。</p> <p>2. 前項に定めた事由が生じたことにより、本サービス利用契約の目的を達成することができないときは、お客様は本サービス利用契約を解除することができます。この場合、当該解除はお客様の通知が当社に到着した日に効力を発するものとします。</p> <p>第 27 条 (不可抗力)</p> <p>1. 何れの当事者も、天災地変その他当事者の責めに帰すことのできない事由による本サービス利用契約上の債務不履行については、何らの責任も負わないものとします。但し、当該</p>	<p>するものとします。</p> <p>第 2 8 条 (条文の存続)</p> <p>本サービス利用契約の終了にも係らず、本条に加え、以下の条文は存続するものとします。</p> <p>第 1 3 条 (支払遅延)、第 1 4 条 (お客様装置の据付)、第 1 5 条 (立ち入り規則の遵守等)、第 1 6 条 (お客様装置の増設及び交換)、第 1 7 条 (人身損害)、第 1 8 条 (お客様の事業に関わる損害)、第 1 9 条 (お客様装置の損傷)、第 2 0 条 (責任の範囲及び損害賠償額の上限)、第 2 1 条 (秘密保持)、第 2 5 条 (契約終了に伴うお客様設備の撤去)、第 2 6 条 (違約金)、及び第 3 2 条 (合意管轄)</p> <p>第 2 9 条 (不可抗力)</p> <p>1. 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、若しくは発生する虞があるとき又は当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由により、本サービスの全部を提供できなくなると</p>
---	---

<p>当事者は、(i) 相手方に対して、当該事由を直ちに通知し、(ii) 当該債務を速やかに履行するために、商業的に合理的な努力を尽くすものとします。</p> <p>2. 前項の事由によりデータセンター又はお客様装置の全部若しくは一部が損害を受けたことにより、本サービス利用契約に基づいた利用が不可能となり、かつその復旧が著しく困難な場合には、何れの当事者も、相手方に書面で通知することにより、本サービス利用契約を解除することができるものとします。</p> <p>3. 前2項のほか、当社は、当社の責めに帰さない事由により本サービスの提供を継続できなくなったときは、お客様に対し現実に可能な限りの通知を行った上で、本サービスの提供を停止することがあります。この場合、当社はお客様に与える混乱を最小限に抑えるよう合理的な努力を払うものとします。</p>	<p>きは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限し、又は停止する措置を取ることがあります。</p> <p>2. 前項に定めた事由が生じたことにより、本サービスを利用できなくなった場合において、お客様が本サービスに関わる契約の目的を達することができないと当社が認めるときは、お客様は解約することができ、違約金を免除するものとします。この場合、解約はお客様からの通知が当社に到着した日に効力を発するものとします。</p>
<p>第28条 (マーケティング)</p> <p>1. 当社は、お客様の承諾を得て、当社のホームページ、印刷物その他マーケティング資料に、お客様の名称、お客様が利用している当社のサービスの名称その他の情報を記載することがあります。この場合、当社は、お客様のガイドラインその他の規則に従います。</p> <p>2. お客様は、当社の書面による承認が得られた場合に限り、お客様のマーケティング資料又はウェブサイト、本サービスを利用している旨、当社の商号、ロゴその他の当社の商標又はサービスマークを表示することができるものとします。この場合、お客様は、当社の商標ガイドラインその他当社がお客様に提示する規則を遵守するものとします。当社の商号、ロゴその他の当社の商標又はサービスマークに係る権利は、当社にのみ帰属します。</p>	<p>第30条 (マーケティング)</p> <p>お客様は、当社の書面による承認が得られた場合に限り、お客様のマーケティング資料又はウェブサイト、当社の本サービスを利用している旨のスローガン、当社のロゴ、その他の当社の商標又はサービスマークを表示することができるものとします。この場合、お客様は、当社の商標ガイドライン、及び、当社がお客様に提示する他のガイドラインを遵守するものとします。当社の商号、商標、スローガン及びロゴに係る権利は、当社にのみ帰属します。</p>

<p>第 29 条 (通知方法)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 約款に基づき当社がお客様に対して行なう通知その他の連絡は、当社ホームページによる掲示、電子メール、書面等の方式のうち、適切かつ合理的な方式でこれを行ないます。</li><li>2. 前項の通知その他の連絡は、お客様の届けに従って行います。お客様の届け出た連絡先が事実とは異なるために通知その他の連絡がお客様に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべき時にお客様に到達したものとみなします。</li><li>3. 通知その他の連絡を電子メールにより行った場合は、当社がお客様の届け出た連絡先のアドレスに電子メールを発信した時点で到達したものとみなし、ホームページへの掲載により行った場合は、お客様がホームページを閲覧することが可能となった時点で到達したものとみなします。</li></ol> <p>第 29 条の 2 (担当者の選任)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. お客様は、本サービスの利用に関して、契約担当者及び技術担当者等を選任し、当社所定の手続により必要事項を登録するものとします。</li><li>2. お客様は、契約担当者及び技術担当者等にお客様の約款に関する権限を委任したものとし、本サービス利用契約の申込、変更、更新拒絶及び解除、サービス料金の請求、技術情報の連絡並びに前条の通知その他の連絡等については、当該担当者を通じて行うことができます。</li><li>3. お客様は、契約担当者及び技術担当者等に変更が生じた場合、当社所定の手続によりその旨を当社に通知するものとします。</li></ol>	<p>第 31 条 (通知方法)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. この約款に基づき当社がお客様に対して行なう通知その他の連絡は、第 2 条に規定する当社ホームページ等、所定の形式で通知若しくは告知を以って行ないます。尚、これらの他に、お客様が当社に届出ている連絡先に宛てて通知することもあります。</li><li>2. 当社が、前項尚書きに従いお客様に通知を行ったにも係らず、届出されている連絡先が事実とは異なり通知がお客様に到達しなかったときは、その通知が通常到達すべき時にお客様に到達したものと看做します。</li></ol>
--	--

<p>第 30 条 (保険)</p> <p>1. 当社は、本サービス利用契約の締結に関し、お客様に対して、お客様を保険契約者とし、当社を保険金の受取人とした本サービス利用契約の有効期間中有効な保険を契約するよう求めることがあります。</p> <p>2. 前項に従ってお客様が保険契約を付保した場合、当社は、お客様に対し、当該保険証券（又は写し）又はお客様が保険料を納付していることを示す領収書（又は写し）を交付するよう求める場合があります。</p> <p>第 31 条 (誠実協議及び合意管轄)</p> <p>1. 約款に定めのない事項又は約款の解釈に疑義が生じた事項については、お客様と当社との間で、信義誠実の原則に基づいて協議の上解決するものとします。</p> <p>2. 本サービス利用契約上の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p>&lt;サービス利用規程&gt;</p> <p>第 1 条 (目的)</p> <p>本規程は、お客様が当社のサービスを利用するに当たり、その利用規則を定めたものです。本規程で用いられる語は、特に断りのない限り、約款と同一の意義を有するものとします。</p> <p>第 2 条 (定義) (略)</p> <p>第 3 条 (禁止行為)</p> <p>1. 当社は、以下の各号に掲げる行為を禁止します。</p> <p>(1) 10 ヶ所以上のユーザネットその他のニュースグループ、フォーラム、リストサーブ、その他同様のグループやリストに実質的同じ内容のメッセージを掲示し、又は送信する行為。</p>	<p>第 3 2 条 (合意管轄)</p> <p>本サービス利用契約上の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p> <p>&lt;利用規定&gt;</p> <p>A. 概要</p> <p>IDC フロンティアとその関連会社（以下「IDC フロンティア」）は、企業及び個人のユーザーに対して様々な IT 関連の製品及びサービスを提供します。これには、インターネットアクセス、コンテンツデリバリー サービス、各種電子メール (E メール) パッケージ/サービス、WWW のホスティング業務、ATM、フレームリレー、ボイスその他のデータ、オンライン、インターネット関連サービス、電気通信サービスなど（以下「サービス」）があります。</p> <p>本規定は、IDC フロンティアのネットワーク、システム、製品、サービス、サーバーホスティング施設及びそこに含まれるデータの、健全性、安全性、信頼性及びプライバシーを確保するという観点か</p>
--	--

<p>(2) 社会通念上、ネットワーク・システムに対するきわめて不適切な行為と考えられている行為（例として、DoS（Denial of Service）アタック、不正なコードの実行、ウェブページの損壊や書き換え、ポートの無差別スキャン、不正侵入、ウイルスの感染行為など）。</p> <p>(3) 社会通念上きわめて不適切であるとみなされるメッセージ、記事、その他のコンテンツをリストに対し掲示し、又は送信する行為。</p> <p>(4) 受取人から要請されていないあらゆる形態の営業目的のメッセージを送信し、又は通信する行為。</p> <p>(5) 当社、当社のサービス又は当社の他のお客様に関連するインターネット・ネットワークの情報を不正に改ざんし、又は消去する行為。</p> <p>(6) 当社、当社の他のお客様、又はエンドユーザーに関する識別情報や連絡先情報を不正に入手することを目的とした行為、又はこれらの者へのなりすましを意図した行為。</p> <p>(7) インターネット・ネットワーク、又は当社若しくは第三者のネットワーク・システムの健全性又は安全性を脅かす行為。</p> <p>(8) 本サービスの対価の支払を不正に免れるような方法で本サービスを利用しようとする行為。</p> <p>(9) 当社の他のお客様のサービス利用の質を低下させたりこれに支障を来したりさせる行為。</p> <p>(10) 秘密保持契約義務に違反する行為。</p> <p>(11) 当社、当社の他のお客様又は第三者の財産若しくは機器を無許可で使用し、若しくは悪用する行為、又はそれらの財産若しくは機器の使用を妨害する行為。</p> <p>(12) 当社、又は当社の他のお客様等への迷惑行為。</p> <p>(13) 詐欺、児童売買、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつく虞の高い行為。</p> <p>(14) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に相当す</p>	<p>らサービスの利用規則を定めたものです。</p> <p>当社のネットワーク及び各種サービスを利用して、掲示、配布、その他の手段で開示されるコンテンツやメッセージについては、お客様に全ての責任があります。当社は、インターネット・コンテンツ・レーティング・アソシエーション ICRA 等の大手ウェブサイト評価機関を利用して、お客様ご自身のウェブサイトを自己評価されることをお勧めします。</p> <p>本規定において、お客様とは、IDCフロンティアからサービスを購入する全ての企業及び個人をいいます。</p> <p>B. 禁止行為</p> <p>IDCフロンティアのお客様やサービスユーザーが当社サービスを通じて以下の各行為をなしたり、これに関与したりすることは、既遂・未遂を問わず、また直接的か間接的かを問わず、当社の企業方針に反します。</p> <p>下記各行為（以下「禁止行為」）は、IDCフロンティアのサービス、ネットワーク及び設備の不正使用に該当し、他のサービスユーザーの妨げとなります。従ってこれらの行為は禁止されています。</p> <p>1. 10 ヶ所以上のユーザネットその他のニューズグループ、フォーラム、リストサーブ、その他同様のグループやリスト（以下「リスト」）に実質的に内容が同じメッセージを掲示または送信すること。</p> <p>2. チャーターまたはその他のオーナーが発行したリストに関するFAQや記述によれば認可外のトピックとなるメッセージ、記事、その他のコンテンツをリストに対し掲示または送信すること。</p> <p>3. 受取人から要請されていないあらゆる形態の営業目的のメッセージまたは通信（SPAM）。</p> <p>4. 当社や他のサービスユーザーに対して、ユーザーまたはその他サービスに関連する情報を改ざんすること（例としてヘッダー情報、返信用メールアドレス及びインターネットプロトコル アドレスなど伝送経路情報を、故意に削除、偽造または偽装する</p>
--	--

<p>る画像、映像、音声若しくは文書等を送信若しくは表示する行為、若しくはこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為。</p> <p>(15) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、若しくは結びつく虞の高い行為、又は未承認医薬品等の広告を行う行為。</p> <p>(16) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為。</p> <p>(17) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為。</p> <p>(18) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請負し、仲介し、又は誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為。</p> <p>(19) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為。</p> <p>(20) 人を自殺に誘引若しくは勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶ虞の高い自殺の手段等を紹介するなどの行為。</p> <p>(21) 前8項のほか、本サービス、インターネット・ネットワーク、又はデータセンターに関連して、違法行為若しくは犯罪行為を行い、又は第三者にこれを教唆し若しくは幫助する行為。</p> <p>(22) その他、日本国の法令等に違反する行為。</p> <p>(23) インターネット・ネットワークを使用して、第三者のパスワードを不正に取得し、利用し、又はこれを第三者に利用させる行為。</p> <p>(24) インターネット・ネットワーク又は当社のサービスを経由した上で、第三者のサービスを利用して行う上記(1)乃至(23)の行為。</p> <p>(25) 上記各号に定めるほか、お客様が不特定の者によって受信されることを目的としてインターネット・ネットワークを使用する場合において、</p>	<p>ことなど）、またはお客様若しくはそのエンドユーザーのアイデンティティやコンタクト情報の入手やなりすましを意図した行為または行動を行うこと。</p> <p>5. 以下の行為を行うこと。</p> <p>i. 法規制に違反する行為（例として名誉毀損、中傷、プライバシー侵害、ハラスメント、わいせつ、児童ポルノ、輸出関連法規及び、第三者に帰属する著作権、商標権、特許権、営業秘密等の知的所有権の侵害・不正使用など）</p> <p>ii. ネットワークやコンピューターシステムの健全性及び/または安全性を脅かす行為（例としてインターネットワーム、ウィルス、その他の悪意あるコードの伝送及び装置類またはデータへの不許可アクセスなど）</p> <p>iii. 料金やサービス利用に必要とされる支払を回避するような方法でサービスを利用しようとする行為</p> <p>iv. 他のユーザーのサービス利用の質を低下させたりこれに支障を来したりさせる行為</p> <p>v. 第三者との秘密保持契約または義務の不履行</p> <p>vi. 一般に受け入れられているインターネットや他のネットワーク上の行為や利用に関する基準に違反する行為（例としてDoS(Denial of Service)アタック、ウェブページの損壊、ポート・ネットワークのスキヤニング、システムへの不正侵入など）</p> <p>6. 当社のアカウント、メール転送、その他のサービスを経由した上で、別のプロバイダーのサービスを利用して、上記のいずれかの事項を行うこと。お客様若しくはお客様のエンドユーザーにより、またはそのために、間接的にまたは試みただけだとしても本規定に違反するか、または第三者が、お客様若しくはお客様のエンドユーザーのために本規定に違反するか違反する試みをなした場合には、お客様若しくはお客様のエンドユーザーが当該違反を行ったものとみなされます。</p>
---	---

<p>これにより第三者の権利が侵害され、又はその蓋然性が高いと当社が判断する行為。</p> <p>2. 当社は、エンドユーザーの禁止行為、又は第三者がお客様若しくはエンドユーザーのために行った禁止行為も、お客様の禁止行為とみなします。但し、お客様においてこれらを防止することがきわめて困難であると当社が認める場合には、この限りでないものとします。</p> <p>第4条 (禁止行為に対する措置)</p> <p>1. 当社は、お客様に禁止行為があると認めた場合には、いつでも、お客様への本サービスの提供を停止、制限し、又は本サービス利用契約を解除することができます。</p> <p>2. 当社は、当社又はお客様のネットワーク・システムを保護するため、禁止行為に密接に関連する通信を行う（その蓋然性の高い場合を含む）IPアドレスに関連する全ての通信を拒否することがあります。</p> <p>3. 当社は、お客様が禁止行為又は本規程に違反する行為をした場合には、これらを防止するための技術的措置を行うことができます。この場合、当社は、禁止行為又は本規程に違反する行為をしたお客様に対して、同措置に関連して生じた諸費用を請求することができます。</p> <p>4. 当社は、お客様に禁止行為があると認めた場合において、その禁止行為に関して第三者からお客様の情報の開示を求められた場合には、法令及びその他のガイドラインに従い、お客様に照会のうえ、当社が相当と認める範囲でお客様の情報の開示を行うことがあります。当社は、お客様に上記照会を通知してから7日以内にお客様からその可否について回答を得られない場合には、お客様から開示について承諾を得られなかったものとみなします。</p> <p>5. 本条の規定は、当社がお客様に対して損害賠償</p>	<p>C. 権利と救済措置</p> <p>IDCフロンティアは、お客様、お客様の代表者またはお客様のユーザーが、本規定に実質的に抵触した、(IDCフロンティアが合理的に判断します)か、または禁止行為を行った（または他者が行うことを放置した）場合には、いつでもお客様へのサービスを停止または解除することがあります。</p> <p>IDCフロンティアは、お客様のシステムとネットワークリソースを保護するため、ProxyHunterのような無差別ポート・スキャンニング・プログラムまたはその他の違法行為が可能なIPアドレスブロックからの全ての送受信を拒否することがあります。</p> <p>IDCフロンティアは、実現可能な限り、禁止行為を防止するための技術的メカニズムを導入する権利を留保します。また、IDCフロンティアは、お客様の禁止行為に関連して生じた諸費用（例えば違反者の特定、排除、及び違反者に対するサービスの停止にかかる費用などで、(i) かかる行為の防止または対応のためにIDCフロンティアが実際に費やした額、若しくは(ii) 60,000円のどちらか大きい方）を回収する権利を留保します。</p> <p>SPAMに対する苦情があった場合：SPAMメールがインターネットのユーザーにとって迷惑だけでなく、ネットワークの効率やコストパフォーマンスにも深刻な影響を与えるため（SPAMは、ネットワークログの記録負荷をかけ、ウェブサイトを利用不可能にし、場合によってはお客様のミッションクリティカルなインターネットアプリケーションをダウンさせかねない等、IDCフロンティアに損害を与えます）、上記記載の費用に加え、IDCフロンティアは、適用法により定められた額か、額が定められていない場合はSPAMメール1通につき1,200円を回収する権利を留保します。</p> <p>本規定の内容のいかなる部分も、禁止行為に対しIDCフロンティアが有する権利と救済措置を制限するものではありません。</p>
--	--

<p>を請求する場合の制限又は予約を定めるものではありません。</p>	<p>D. パスワード保護</p>
<p>第5条 (パスワード保護)</p>	<p>ユーザーは、パスワードの保管及び許可されたものか許可されていないものかに関わらずそのパスワードを使用してなされたアクセスに関し責任を負うものとします。お客様は、他者のパスワードを探り出して使用したり、書面による許可なく他者のシステムまたはネットワークにアクセスするためにIDCフロンティアのサービスを使用したり、使用させないものとします。ネットワークまたはネットワーク装置がハッキングなど侵害された場合、IDCフロンティアは、独自の判断により、合理的な範囲内で、当該侵害をなした者の追跡そして/または追放をネットワーク内で可能な範囲で支援するものとします。</p>
<p>1. お客様は、パスワードを適切に保管及び管理しなければなりません。お客様は、お客様のパスワードを使用してなされたすべてのアクセスについて、すべての責任を負うものとします。</p> <p>2. インターネット・ネットワーク又は当社若しくはお客様のネットワーク・システムが不正な手段により取得されたパスワードの利用等により侵害された場合、当社は、独自の判断により、合理的な範囲内で、当該侵害をなした者のアクセスを禁止することができるものとします。</p>	<p>E. インターネットデータセンターへのアクセス</p>
<p>第6条 (入館規則の遵守)</p>	<p>お客様のインターネットデータセンターへの入館に際しては、各インターネットデータセンターの規則が適用され、その規則に反しない限りで、IDCフロンティアまたはお客様により顧客登録票に記載され身元保証された方(資格授与者)だけがインターネットデータセンターに入館できます。顧客登録票及び資格授与者のリストに変更が生じる場合には、お客様は事前にその旨を書面にてIDCフロンティアへ通知する必要があります。お客様及びその代表者といえども、上記の手順によらず資格授与者以外の方のインターネットデータセンターへの立ち入りを許可したり、同行させることはできません。お客様及びその代表者は、お客様の機器の設置とインターネットデータセンター・サービスの利用のためにIDCフロンティアが承認したインターネットデータセンターの特定の区域(顧客エリア)だけに立ち入ることができます。ただし、IDCフロンティアの権限を有する担当者が別途承認し、立ち会う場合はこの限りではありません。</p>
<p>1. お客様は、データセンターへの入館が予定される者について、その身分を証明する書類その他所定の書類を添えて、あらかじめ当社に申請することとします。この場合、お客様の委託業者及びお客様がサービスを提供している者を含むものとします。</p> <p>2. 前項の申請について、当社はその内容を審査し、入館を拒絶する事情がないかぎり、その者を顧客登録票に記載します。</p> <p>3. データセンターへの入館は、顧客登録票に記載された者に限ります。</p> <p>4. 顧客登録票の記載に変更が生じる場合には、お客様は前3項の規定に準じて、これを当社へ申請することとします。</p> <p>5. お客様は、顧客登録票に記載された者以外の者を、データセンターへ立ち入らせたり、同行させたりすることはできません。</p> <p>6. お客様は、顧客登録票に記載された者の行為のすべてについて、その責任を負います。</p> <p>7. データセンターへの立ち入りは、当社が承認し</p>	<p>F. インターネットデータセンター施設の使用 インターネットデータセンター入館心得 お客様</p>

<p>た区域に限られます。ただし、当社が別途承認した場合はこの限りではありません。</p> <p>8. 前7項のほか、データセンターへの入館に際しては、各データセンターの規則が適用されることとします。</p> <p>第7条 (利用規則の遵守)</p> <p>1. お客様は、データセンターの利用に際して、本規程のほか、各データセンターの規則及びカスタマーハンドブックが適用されることとし、これらに定められた一切の保安・安全措置に従うこととします。</p> <p>2. お客様は、以下の各号に定める物をデータセンターに持ち込まないものとします。</p> <p>(1) 飲食物</p> <p>(2) タバコ、ライター等の喫煙具</p> <p>(3) 爆発物又は武器</p> <p>(4) 有毒ガス又は大量の希ガス若しくは二酸化炭素等の危険物質を発する物質</p> <p>(5) アルコール、所持が違法とされている薬品類又は酩酊をもたらす恐れのある物質</p> <p>(6) コンピュータや通信機器に妨害を与えるおそれのある電磁気機器</p> <p>(7) 放射性物質</p> <p>(8) ストレージ装置を除く一切の写真又は記録装置</p> <p>(9) その他上記各号に類するものでデータセンターの安全管理上問題のある物</p> <p>3. データセンターの利用に際しては、ゴミや不要品、紙製品その他の可燃物を放置せず、整理整頓を保つものとします。</p> <p>第8条 (ネットワーク・システムの表示等)</p> <p>1. お客様は、お客様のネットワーク・システムを構成するそれぞれの機器に、お客様名(又は当社に書面で届け出られた略号)及びこれらを識</p>	<p>のインターネットデータセンターへの入館に際しては、各インターネットデータセンターの規則が適用され、その規則に反しない限りで、お客様及びその代表者は、IDCフロンティアが作成し、お客様に提供したご利用手引きに記載の一切の保安・安全措置に従い、遵守することを承諾するものとします。</p> <p>また、お客様及びその代表者は、次に該当する行為を行わず、またはそれに参加しないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・IDCフロンティアまたは第三者の財産または機器を誤用または悪用すること。</li><li>・他のIDCフロンティアのお客様の財産または機器を無許可で使用したり、使用を妨害すること。</li><li>・IDCフロンティアの従業員や他のIDCフロンティアのお客様の担当者などへの迷惑行為。</li><li>・IDCフロンティアの財産により、またはインターネットデータセンター・サービスに関連して、違法な活動を行い、または犯罪行為を幫助または支援すること。</li></ul> <p>禁止品</p> <p>お客様のインターネットデータセンターへの入館に際しては、各インターネットデータセンターの規則が適用され、その規則に反しない限りで、お客様及びその代表者は、ゴミや不要品を放置することなく各々の顧客エリアを常に清潔に保つものとします。お客様は、IDCフロンティアが別途書面で同意した場合を除き、(1) IDCフロンティアに対して書面で届け出があった以外のコンピュータ・ハードウェアその他の機器を顧客エリアに設置せず、(2) (機器のマニュアルを除き) 顧客エリアには一切の紙製品または他の可燃物を置かず、また、(3) 一切の禁止品(以下に定義)をインターネットデータセンターに持ち込まないものとします。「禁止品」には以下に掲げた品目及びその他の類似品が含まれますが、それに限定されません。</p>
--	---

<p>別する記号をラベルで表示しなければなりません。</p> <p>2. お客様は、お客様のネットワーク・システムを構成するそれぞれの機器に、その接続先をラベルで表示しなければなりません。</p> <p>3. お客様は、お客様のネットワーク・システムを構成する機器に接続するケーブル等の先端と末端に、お客様名（又は当社に書面で届け出られた略号）及びこれらを識別する記号をラベルで表示しなければなりません。</p> <p>4. お客様は、ネットワーク・システムを構成するに際しては、それぞれの機器について、電源コンセント規格、電力消費量、設置の際の間隔等が、メーカーの仕様及び指示に準拠して設置され、常にこれに従って作動するように設定することとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・飲食物</li><li>・タバコ類</li><li>・爆発物及び武器</li><li>・危険物質</li><li>・アルコール、非合法な薬品類及び酩酊をもたらす恐れのある物質</li><li>・コンピュータや通信機器に妨害を与えるおそれのある電磁気機器</li><li>・放射性物質</li><li>・テープバックアップ装置を除く一切の写真または記録装置</li></ul> <p>G. 機器及び接続</p> <p>お客様の機器 お客様のインターネットデータセンターへの入館に際しては、各インターネットデータセンターの規則が適用され、その規則に反しない限りで、お客様の装置にはそれぞれお客様名（またはIDCフロンティアに書面で届け出られた略号）及び個々の機器を識別する記号をラベルで表示していただきます。お客様の装置の接続に関しては、各接続先及び接続ケーブル等の先端と末端に、お客様名（またはIDCフロンティアに書面で届け出られた略号）をラベルで表示していただきます。お客様の装置は、電源コンセント規格、電力消費量、設置の際の間隔などの点で、メーカーの仕様及び指示に準拠して設置され、常時これに従って作動するように設定されるものとします。お客様がお客様の装置その他の機器を接続、または取り外そうとする場合には、事前にIDCフロンティアに通知するものとし、少なくとも48時間前に通知するよう最善の努力を払うものとします。</p>
<p>第9条 （本規程の変更）</p> <p>当社は、本規程を変更することがあります。本規程を変更する場合は、約款の変更に関する手続きに準ずるものとします。</p>	<p>H. 本規定の修正</p> <p>IDCフロンティアは、本規定を随時変更する権利を留保します。</p> <p>I. メンテナンス スケジュール</p> <p>お客様が契約されているサービスのメンテナンススケジュールは、IDCフロンティアのカスタマー</p>

<p>&lt;サービスレベル規程&gt;</p> <p><b>第1条 (サービス仕様の定義)</b></p> <p>1. 当社は、お客様の申込に従い、それぞれのサービスのサービス仕様書に従って、本サービスを提供します。</p> <p>2. 当社は、個別のお客様に対して、サービス範囲記述書を定めることがあります。この場合は、サービス仕様書及びサービス範囲記述書のとおり、本サービスを提供します。</p> <p><b>第2条 (定義) (略)</b></p> <p><b>第3条 (サービス仕様書の交付)</b></p> <p>当社は、いつでも、お客様の求めにより、本サービスに該当するサービス仕様書(サービス範囲記述書を定めた場合はこれも含みます、以下同様とします)を交付します。</p> <p><b>第4条 (サービス仕様書の変更)</b></p> <p>1. サービス仕様書は、これを予告なく変更することがあります。この場合、本サービスの提供は、変更後のサービス仕様書によります。</p> <p>2. 前項に関わらず、当社は、本サービスを廃止するとき、又は本サービスの要素についてそのレベルを引き下げるとき等、本サービスの変更がお客様に対して不利益(但し軽微なものを除きます)を生じさせると判断したときには、データセンターサービスに関する約款第2条の手続に従うこととします。但し、上記不利益の発生の判断に際しては、当社は、サービス料金等の変更や代替措置の追加など総合的な事情を加味して、これを行うことができます。</p> <p><b>第5条 (サービス仕様書の効力)</b></p>	<p>サポートサイトをご参照ください。</p> <p>添付文書 B</p> <p>サービスレベル契約書</p> <p>データセンター内インターネット接続サービスへの適用</p> <p>1. 定義</p> <p>1.1 適用サービス</p> <p>本書は下記に規定するにサービス毎にサービス品質を定義し、それに基づく品質保証を提供いたします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="font-size: small;">保証内容</th> <th style="font-size: small;">契約</th> <th style="font-size: small;">対象サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: x-small;">インターネット接続サービスに関する品質保証</td> <td style="font-size: x-small;">インターネットサービス契約約款</td> <td style="font-size: x-small;">サーバーコネクション</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: x-small;">Master Service Agreement</td> <td style="font-size: x-small;">スタティックシングルライン</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">スタティックマルチライン BCP マルチライン フラットレート</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: x-small;">マネージドサービスの障害復旧に関する品質保証</td> <td style="font-size: x-small;">インターネットサービス契約約款</td> <td style="font-size: x-small;">マネージド・ロードバランシング マネージド・L3 スイッチ</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">マネージドファイアウォール利用規約</td> <td style="font-size: x-small;">マネージド・ファイアウォールホスティング</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">マネージドサービスの緊急設定作業に関する品質保証</td> <td style="font-size: x-small;">マネージドファイアウォール利用規約</td> <td style="font-size: x-small;">マネージド・ファイアウォールホスティング</td> </tr> </tbody> </table> <p>1.2 インターネット・ネットワーク</p> <p>次のノード設置場所を当社のインターネット・ネットワークとして定義します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内ネットワーク</li> <li>-東京有明第1データセンター(以下、有明 DC1)</li> <li>-東京有明第2データセンター(以下、有明 DC2)</li> <li>-東京新川データセンター(以下、新川 DC)</li> <li>-東京新宿データセンター(以下、新宿 DC)</li> <li>-大手町 NOC</li> <li>-横浜データセンター(以下、横浜 DC)</li> <li>-大阪吹田データセンター(以下、吹田 DC)</li> </ul> <p>※ ノード設置場所はお客様への連絡無く変更することがあります。</p> <p>1.3 統合サービスデスク</p> <p>統合サービスデスクとは、当社インターネット・ネットワークの運用と監視を24時間、365日体制にて実施するオペレーションセンターの受付窓口です。</p>	保証内容	契約	対象サービス	インターネット接続サービスに関する品質保証	インターネットサービス契約約款	サーバーコネクション	Master Service Agreement	スタティックシングルライン	スタティックマルチライン BCP マルチライン フラットレート	マネージドサービスの障害復旧に関する品質保証	インターネットサービス契約約款	マネージド・ロードバランシング マネージド・L3 スイッチ	マネージドファイアウォール利用規約	マネージド・ファイアウォールホスティング	マネージドサービスの緊急設定作業に関する品質保証	マネージドファイアウォール利用規約	マネージド・ファイアウォールホスティング
保証内容	契約	対象サービス																
インターネット接続サービスに関する品質保証	インターネットサービス契約約款	サーバーコネクション																
	Master Service Agreement	スタティックシングルライン																
		スタティックマルチライン BCP マルチライン フラットレート																
マネージドサービスの障害復旧に関する品質保証	インターネットサービス契約約款	マネージド・ロードバランシング マネージド・L3 スイッチ																
	マネージドファイアウォール利用規約	マネージド・ファイアウォールホスティング																
マネージドサービスの緊急設定作業に関する品質保証	マネージドファイアウォール利用規約	マネージド・ファイアウォールホスティング																

<p>1. サービス仕様書は、当社約款及び本規程に従います。サービス仕様書の規定が当社約款又は本規程と異なる場合又は相反する場合には、当社約款及び本規程がサービス仕様書に優先するものとします。</p> <p>2. サービス仕様書は、本サービスの品質を保証するものではありません。但し、本規程第3章以降に定められた場合に限り、その内容に従って、当社は品質性能目標を定め、又は品質保証を致します。</p>	<p>1. 4NOC NOCとは当社が基幹ルーターを設置する通信設備です。</p>
<p>第6条 (個別仕様のサービスの提供)</p>	
<p>1. お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、本サービスに関する仕様の変更を申し込むことができます。但し、申込は、本サービスの提供の開始前に限ります。</p> <p>2. 当社は前項の申込に対して、経済的、技術的その他の検証を行った上で、その受諾の可否を決定します。この場合、当社は、提供時期の限定やサービス料金の変更などを行う権利を留保します。</p> <p>3. 前2項に従って個別のサービスを提供する場合、その提供の条件は個別規程として定めることとします。</p>	
<p>第7条 (メンテナンスの実施)</p>	
<p>当社は、当社のインターネット・ネットワーク及びネットワーク・システムに対して、メンテナンスを行うことがあります。メンテナンスを行う場合には、当社が適切と考える方法により、事前にお客様にこれを通知します。ただし、緊急の場合に行うメンテナンスについては、この限りではありません。</p>	
<p>第8条 (第三者への委任又は外部委託)</p>	
<p>1. 当社は、本サービスの提供に当り、第三者に対</p>	

<p>して当社の業務を委任又は外部委託することがあります。</p> <p>2. 前項の場合、当社は、委任又は委託先の第三者を適切に管理するものとし、当該第三者の行為によりお客様に損害が発生した場合は、約款に定める条件に従う限り、当社の負担と責任においてこれを解決するものとします。</p> <p>第9条 (本規程の変更)</p> <p>当社は本規程を変更することがあります。本規程を変更する場合は、当社約款の変更に関する手続きに準ずるものとします。但し、軽微なものについては、この限りではありません。</p> <p>第10条 (品質目標及び品質保証)</p> <p>1. 当社は本サービスの品質に関し、本規程に定めるとおり目標を定め又は保証します。</p> <p>2. 品質目標は、当社のサービス提供の目標を定めたもので、これに満たない場合でもお客様に対して何らの補償をするものではありません。</p> <p>3. 品質保証は、当社のサービスの品質の達成を保証するもので、もしこれに満たない場合には、当社はおお客様に対して、本規程に定めるとおり、サービス料金の減額をいたします。</p> <p>4. 品質目標及び品質保証は、これに満たない場合に当然に当社の過失が推定されるものではありません。</p> <p>第11条 (サービス仕様書への記載)</p> <p>当社は、本規程に従って品質保証を行うサービスについて、サービス仕様書又は個別規程にその旨記載します。サービス仕様書又は個別規程に記載のない場合には、品質保証を行うことはありません。</p> <p>第12条 (品質目標及び品質保証に関する用語の</p>	<p>1.5 故障発生時刻</p>
---	-------------------

定義) (略)

第 13 条 (品質目標の内容)

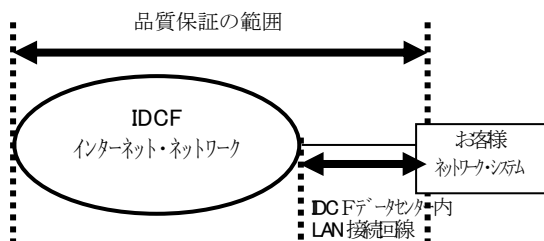
当社は、当社のインターネット・ネットワークが下記の基準を満たすよう、商業的に合理的な努力をします。

品質目標基準
パケットロスが 1%未満であること
日本国内のいずれか 2 ルーター間での往復伝送遅延時間が 25 ミリ秒以下であること
可用性が 100%であること
障害通知時間が 30 分以内であること
障害復旧時間が 1 時間以内であること

第 14 条 (品質保証の範囲)

当社は、お客様に対して、以下の各号をすべて満たした場合に、品質保証を行います。

- ① 下図のインターネット・ネットワーク及びネットワーク・システムの範囲内であること
- ② 本規程に定めがあること



第 15 条 (Severity の設定)

- 1. 当社は、本サービスの提供の状態について、次項に定める基準に従い、Severity を設定します。当社が品質保証に基づくサービス料金の減額を実施するのは、Severity1 として発行したトラブルチケットに対してのみとします。
- 2. Severity の基準は、下記に定めるところにより

故障発生時刻は、当社が故障を認識した以下の 2 項の中で最も早い時刻とします。

- i. お客様から統合サービスデスクへ故障連絡をした時刻
- ii. 当社が故障を検知した時刻

1.6 故障連絡時刻

故障連絡時刻とは、当社が故障を検知して最初にお客様に故障を連絡した時刻とします。

1.7 故障通知時間

故障通知時間とは、当社が故障を検知した時刻から故障連絡時刻までの時間とします。

1.8 故障復旧時間 (TTR)

故障復旧時間 (TTR) は、サービスのパフォーマンスの評価に使用される測定値です。故障復旧時間は故障発生毎に計算され、故障発生時刻から当社が最初にお客様へ復旧報告を試みた時刻までとします。

1.9 平均故障復旧時間 (MTTR)

平均故障復旧時間 (MTTR) は、年間あたりの平均の故障復旧時間 (TTR) です。

1.10 トラブル チケット

当社は、お客様から統合サービスデスクへ故障連絡があった場合若しくは統合サービスデスクで故障を検知した場合にトラブルチケットをオープンし、復旧経過を確認するための問い合わせ用にトラブルチケット番号を発行します。また、故障復旧後は当社からお客様に故障復旧確認の連絡を実施しま

ます。

Severity	定義
Severity 1	全面的にサービスが提供不可となった場合
Severity 2	部分的にサービスが提供不可となった場合
Severity 3	上記以外

第 16 条 (可用性に関する品質保証)

1. 当社は、お客様に対し、当社のインターネット・ネットワークの可用性について、障害復旧時間を 10 分未満とすることを保証します。
2. 前項の基準を満たさない場合には、当社は、本規程及び本項の定めを限度として、本サービス利用契約のサービス料金を減額します。

障害復旧時間	減額の上限
10 分未満の場合	ゼロ (減額はいたしません)
10 分以上 180 分以下の場合	該当する本サービス利用契約の月額費用を 30 で除して得た額
180 分超の場合	該当する本サービス利用契約の月額費用を 10 で除して得た額

第 17 条 (遅延時間に関する品質保証)

1. 当社は、当社が規定する方法による測定の結果、ある月のインターネット・ネットワークの月平均の往復遅延時間が 25ms 超となっても、それが 2 ヶ月以上連続しないことを保証します。

す。

当社ではサービスに影響を与える故障規模によって、トラブルチケットに 3 種類の Severity を定義し、故障発生時にはトラブルチケットに 1 種類の Severity を設定します。

Severity	定義	故障例
Severity 1	全面的にサービスが提供不可となった場合	当社と接続されているお客様設備より、当社インターネットネットワークへの PING による到達性が完全に無くなった場合や、お客様収容装置、お客様収容ポート、インターネットネットワークのルーティング故障など
Severity 2	部分的にサービスが提供不可となった場合	当社と接続されているお客様設備より、当社インターネットネットワークへの PING による到達性が完全に無くなったのではなく、断続的に到達性が無くなった場合。お客様収容装置やお客様収容ポートの部分的な故障など
Severity 3	上記以外	お客様設備動作不良、他 ISP やキャリアによる不具合など

当社が Severity 1 として発行したトラブルチケットに対してのみ、本規約に基づくサービス料金の一部を減額します。

1.11 パケット ロス

当社インターネット・ネットワーク内の基幹ルータ、境界ルータのバッファから溢れた IP パケットとします。

1.12 可用性(Availability)

可用性は以下の公式で計算します。

$$\text{可用性} = (\text{1 年間の総分数} - \text{MTTR}) / \text{1 年間の総分数}$$

1.13 バックボーン遅延(Backbone Latency)

当社は基幹ルータ間のバックボーン往復遅延時間を計測し、「カスタマーポータル」にて公表します。遅延時間は月次平均値とし、下記の経路を計測・公表します。

- ・国内ネットワーク
- 有明 DC2 - 横浜 DC
- 有明 DC2 -有明 DC1
- 有明 DC2 - 新川 DC
- 有明 DC2 - 新宿 DC

※ノード設置場所及び経路はお客様への連絡無く変更することがあります。

※「カスタマーポータル」内で公表している計測値

2. 前項の当社の測定の結果は、当社 Web サイトにおいて掲示します。ただし、その閲覧には、ID とパスワードが必要になることがあります。
3. 第 1 項の遅延時間は、東京日本橋データセンターと下記の各データセンター間の往復遅延時間の 1 ヶ月間の平均値 (全体平均) を用いることとします。ただし、ノード設置場所及び経路はお客様への連絡無く変更することがあります。
- 東京有明第 1 データセンター
  - 東京有明第 2 データセンター
  - 東京新川データセンター
  - 東京新宿データセンター
  - 神奈川横浜データセンター
  - 東京虎ノ門データセンター
  - 大阪吹田データセンター
  - アジアン・フロンティア (北九州)
4. 当社は、第 1 項の基準を満たさない場合には、本規程及び本項の定めを限度として、本サービス利用契約のサービス料金を減額します。

月平均の往復遅延時間	減額の上限
2 ヶ月連続して、インターネット・ネットワーク往復遅延時間の月平均が 25ms を超えた場合	該当する本サービス利用契約にかかる 2 ヶ月目の月額費用を 30 で除して得た額。3 ヶ月目以降同じく保証値を満たさなかった場合は、月毎に、月額費用を 30 で除して得た額

第 18 条 (停電によるサービス料金の減額)

1. 当社は、お客様に対し、お客様装置への電力の供給が中断しないことを保証します。但し、以下の各号に該当する場合を除きます。
- (1) 停電が予定されており、これについてお客様が承諾している場合
  - (2) 停電がお客様のネットワーク・システムの故障を原因とする場合
2. 前項の基準を満たさない場合には、当社は、本規程及び本項の定めを限度として、該当する本サービス利用契約に係るサービス料金を減額し

をご覧になる場合は、開通情報に含まれる ID とパスワードが必要になります。

1. 14 月額利用料金 (MRC)  
月額使用料金 (MRC) は、お客様がご利用いただくサービスの月額使用料金です。
1. 15 計画作業  
当社は計画作業実施の 2 週間前にお客様へ事前通知を実施します。ただし、緊急メンテナンスについては、この限りではありません。
2. 品質性能目標 (Service Level Objectives)  
当社インターネット・ネットワークは下記の目標値のもとに設計されております。「4 品質保証」にて定義されている減額基準にあたるものではありません。

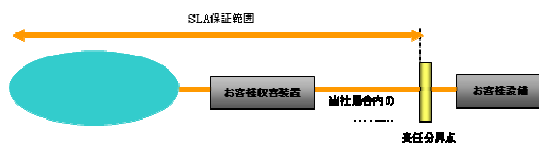
サービス品質の定義	目標値	目標設定日
パケットロス	1%未満	2000 年 6 月 1 日
遅延	35ms	2000 年 6 月 1 日
故障復旧時間	1 時間	1999 年 10 月 30 日
可用性	100%	-
故障通知時間	30 分	1999 年 10 月 30 日

3. 品質保証

3.1 保証範囲

3.1.1 可用性

可用性に関する品質保証は、お客様回線を収容する当社の回線収容装置や収容ポートの故障及び、お客様回線を収容する当社の回線収容装置の当社インターネット・ネットワークへの接続の故障の場合にのみ適用されます。



3.1.2 遅延時間

遅延時間に関する品質保証は、当社が規定する方法により測定した当社国内バックボーン内の往復遅延時間に適用されます。国内バックボーン内の定義は「1.13 バックボーン遅延」に準じます。

ます。

お客様装置	減額の上限
停電が発生した場合	当該停電が発生した月における当該お客様装置の停電継続時間の累計分数を1ヶ月の総分数で除した数に、月額費用を乗じた額

第 19 条 (機器の障害に関する品質保証)

1. 当社は、当社がお客様に提供する機器に障害が発生した場合、障害発生時刻から起算して、4 時間以内に復旧を完了させることをお客様に対して保証します。ただし、当社にてハードウェアの交換が必要と判断した場合には 10 時間以内に復旧を完了させることを保証します。
2. 前項の障害とは、本サービス利用契約に係る機器が全く使用できなくなった場合 (Severity1) とします。
3. 第 1 項の基準を満たさない場合には、当社は、本規程及び本項の定めを限度として、本サービス利用契約に係るサービス料金を減額します。

区分	障害復旧時間	金額
ソフトウェアの故障などハードウェア以外の故障による場合	4 時間超	該当する本サービス利用契約にかかる月額費用を 100 で除して、これに 15 を乗じて得た額
ハードウェアの故障による場合	10 時間超	該当する本サービス利用契約にかかる月額費用を 100 で除して、これに 15 を乗じて得た額

第 20 条 (機器の設定変更に関する品質保証)

1. 当社は、機器の設定内容に関して、お客様の設定依頼に基づき、当社が設定変更に必要な全ての情報を受領した時刻から起算して、4 時間以内に係る設定の変更作業を実施することを保証します。この場合、設定の変更作業は当社の定めるところにより行い、これによるサービスの品質保証又は機器の動作保証は行いません。
2. 前項の基準を満たさない場合には、当社は、本規程及び本項の定めを限度として、本サービス利用契約に係るサービス料金を減額します。

3.2 減額基準

お客様は「3.2.1 可用性に係わる減額基準」、「3.2.2 往復遅延時間に係わる減額基準」を合計し、契約期間中 1 年間に 30 日分の月額利用料金 (MRC) を超える減額を受け取ることはできません。また、足回り回線に当社が提供するサービスを使用した場合において、足回り区間に故障が発生した場合はその足回り回線の減額条件に準じます。

3.2.1 可用性に係わる減額基準

故障復旧時間	金額
10 分未満	無し
10 分以上 180 分以下	月額利用料金の 30 分の 1 を乗じて得た額
180 分超	月額利用料金の 30 分の 3 を乗じて得た額

お客様はトラブルチケットをオープン後 24 時間で 1 回の減額を受けることができます。この期間内に複数の故障が発生した場合においても、2 回以上の減額を受けることはできません。

3.2.2 往復遅延時間に係わる減額基準

往復遅延時間	金額
2 ヶ月連続して、国内ネットワーク往復遅延時間の月平均が 3ms を超えた場合	2 ヶ月目の月額利用料金の 30 分の 1 を乗じて得た額。3 ヶ月目以降同じく保証値を満たさなかった場合は月毎に、月額利用料金の 30 分の 1 を乗じて得た額

お客様は、当社が公開する Web サイトにおいて上記基準を超えている事を確認できた場合に減額を受けることができます。

設定内容	利用不能時間	金額
当社の定めによる	4時間超	月額費用を100で除して、これに15を乗じて得た額

#### 第21条 (減額の制限)

1. お客様は、第16条乃至第18条による減額を合計し、本サービス利用契約の期間中1年間（更新の場合も含みます）に30日分の月額費用を超える減額を受けることはできません。
2. お客様は、第19条及び第20条による減額について、1月内にこれらの条項に基づいたトラブルチケットの発行が複数回なされた場合は、その中で最大の減額となる1つのトラブルチケットに基づく減額のみ受けることができます。
3. お客様に対してトラブルチケットが発行された場合、そのトラブルチケットの発行時から24時間を経過する前に別のトラブルチケットが発行されても、お客様はそのトラブルチケットに基づいて減額の請求を行うことはできません。

#### 第22条 (免責事由)

品質保証の基準に該当する事実が下記事由により生じた場合には、いっさい品質保証の対象とはなりません。

- (1) 本サービスの導入に関連して発生した場合
- (2) インターネット・ネットワークの遅延がお客様の計測のみにより認められる場合
- (3) メンテナンス（緊急メンテナンスを含みます）の場合
- (4) お客様の管理するネットワーク・システムの故障による場合
- (5) インターネット・ネットワーク以外の故障による場合
- (6) 可用性の品質保証基準に該当する事実があっても、冗長構成等によってお客様

#### 3.3 除外事項

・本書はサービス故障時と当社バックボーン内の往復遅延時間が当社規定値を超えた場合に適用され、その他（サービスに対する妨害、サービス品質の低下、当社インターネット・ネットワーク内のパケットロス、パケットの到達性、パフォーマンスの劣化等）には適用されません。減額が適用となる故障と認定する基準として、お客様が実施した Ping 試験を採用することはありません。

・本書は当社のお客様に適用され、Peering パートナーには適用されません。（Peering とはお客様のパケットを相互接続点や直接の接続により交換する接続形態を示します）

・下記の故障の場合減額処理は発生しません。

- a. サービスインストレーションに関連するトラブ

<p>の回線の通信が確保できている場合</p> <p>(7) 外部からの攻撃、妨害等による場合</p> <p>(8) その他、不可抗力による場合</p>	<p>ルチケット</p> <p>b. お客様により誤ってオープンされたトラブルチケット</p> <p>c. お客様からのご要望による試験、回線監視を目的として発行されたトラブルチケット</p> <p>d. 計画工事（緊急メンテナンスを含みます）</p> <p>e. お客様所有設備の故障</p> <p>f. 当社インターネット・ネットワーク以外のすべてのネットワーク（インターネット内のサーバー、サービス利用のための足回り回線、当社が提供するレンタル機器）の故障</p> <p>g. ハイアベイラビリティ構成（ダイバーシティコネクション、マルチライン）をご利用の場合、どちらか一方の回線の通信が確保できている場合</p> <p>h. その他、当社にとって不可抗力である場合</p> <p>4. マネージドサービスに関する品質保証</p> <p>4.1 故障復旧時間（TTR）</p> <p>マネージドサービスに故障が発生した場合、故障発生時刻から起算して、4 時間以内に復旧を完了させることを保証します。ただし、当社にてハードウェアの交換が必要と判断した場合には 10 時間以内に復旧を完了させることを保証します。</p> <p>故障とは、当社サービスで利用するレンタル機器が全く使用できなくなった場合とし、ハイアベイラビリティ構成におけるどちらか一方の機器のみの故障は含まないものとします。</p> <p>4.2 減額基準</p> <p>お客様は暦月ごとに 1 回を限度とし、減額を受けることができます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="font-size: small;">故障区分</th> <th style="font-size: small;">故障復旧時間</th> <th style="font-size: small;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="font-size: x-small;">(1)ソフトウェア故障など、(2)以外 の場合</td> <td style="font-size: x-small;">4 時間超</td> <td style="font-size: x-small;">月額利用料金の 100 分の 15 を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">(2)ハードウェア故障</td> <td style="font-size: x-small;">10 時間超</td> <td style="font-size: x-small;">月額利用料金の 100 分の 15 を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>5. マネージドサービスの緊急設定作業に関する品質保証</p> <p>5.1 緊急設定変更時間</p>	故障区分	故障復旧時間	金額	(1)ソフトウェア故障など、(2)以外 の場合	4 時間超	月額利用料金の 100 分の 15 を乗じて得た額	(2)ハードウェア故障	10 時間超	月額利用料金の 100 分の 15 を乗じて得た額
故障区分	故障復旧時間	金額								
(1)ソフトウェア故障など、(2)以外 の場合	4 時間超	月額利用料金の 100 分の 15 を乗じて得た額								
(2)ハードウェア故障	10 時間超	月額利用料金の 100 分の 15 を乗じて得た額								

<p>第6章 故障又は障害の覚知及び減額申請</p> <p>第23条 (故障又は障害の覚知)</p> <p>1. 当社は、お客様のご連絡又は当社独自の調査により、品質保証に係る事由を覚知した場合は、トラブルチケットを発行し、お客様に対して当該チケット番号を連絡します。</p> <p>2. お客様の当社へのご連絡の方法は、当社所定の手続によります。</p> <p>第24条 (減額申請)</p> <p>1. お客様は減額申請を希望する場合には、当該チケット番号に基づいて当社所定の申請書に必要事項を記入の上、これを当社に対して提出することとします。</p> <p>2. 当社は、前項の申請内容を確認し、これを受理した場合には原則として翌月分のお客様に対する請求の際に減額を実施いたします。但し、障害発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もあります。</p> <p>3. 減額申請の提出期限はその事由が発生した日から14日以内に行うこととします。</p> <p>4. 当社は、お客様から当社所定の減額申請書の提出を受けない限りは、減額を行うことはありません。</p>	<p>当社が別途定める設定内容に関するお客様からの緊急の設定依頼に基づき、当社が設定変更に必要な全ての情報を受領した時刻から起算して、4時間以内に係る設定の変更作業を実施することを保証します。この場合において、設定変更によるサービス、機器の動作保証は行いません。</p> <p>5.2 減額基準</p> <table border="1" data-bbox="853 616 1321 698"><thead><tr><th>設定内容</th><th>利用不能時間</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>当社が別途定める設定内容</td><td>4時間超</td><td>月額利用料金の100分の15を乗じて得た額</td></tr></tbody></table> <p>6. 故障通知及び減額申請</p> <p>6.1 通知</p> <p>お客様が本書で規定するサービスにおいて料金返還の事由を見つけ得た場合、速やかに当社サービスデスクまでご連絡ください。また、ご連絡の際には、ご利用社名、契約サービス名、回線番号、故障状況、故障復旧経過等をご連絡するためのお客様担当者、ご連絡先を通知していただく必要があります。</p> <p>当社が料金返還の事由を認知した場合は、統合サービスデスクにてトラブルチケット若しくは作業チケットをオープンし、チケット番号をご連絡します。</p> <p>6.2 減額申請</p> <p>上述の減額基準に適用される故障が発生した場合には、当社所定の減額申請書に必要事項を記入の上、申請書に記載のFAX番号に送信ください。当社にて申請内容を確認し、減額申請が受理された場合には通常は翌月分の請求時に減額を実施いたしますが、故障発生の時期や契約状況によっては翌月以降に実施される場合もありますので予めご了承ください。</p> <p>6.3 申請期限</p> <p>減額申請の期限は料金返還の事由が発生した日から14日以内となります。</p>	設定内容	利用不能時間	金額	当社が別途定める設定内容	4時間超	月額利用料金の100分の15を乗じて得た額
設定内容	利用不能時間	金額					
当社が別途定める設定内容	4時間超	月額利用料金の100分の15を乗じて得た額					

<p>第 25 条 (当社の対応義務)</p> <p>当社は、故障又は障害のうち、トラブルチケットを発行したものに限ってこれを苦情と認識し、お客様に対応する義務を負うものとします。</p> <p>&lt;レジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者への申請手続等に関する規程&gt;</p> <p>第 1 条 (IPアドレス、ドメイン名又はデジタル証明書に係る申請手続き等の代行等)</p> <p>1. 当社は、お客様から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのお客様に代わってレジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者に、当社サービスにおいて使用する IP アドレスの割当て若しくは返却、ドメイン名の割当て、変更若しくは廃止又は接続データベースへのドメイン名の追加、変更若しくは削除、デジタル証明書の発行、返却等の申請手続き等を行います。</p> <p>2. 前項の場合において、お客様は、レジストリ、レジストラ及びデジタル証明書発行者に対して当社が代位弁済することを承諾するものとします。</p> <p>第 2 条 (IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続き等の際の情報提供等)</p> <p>1. お客様は、それぞれのレジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者が定める登録規則及び情報取扱の規定等を承諾したうえで、当社に申請手続き等の請求を行うこととします。</p> <p>2. お客様は当社へ提供する情報のうち、それぞれのレジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者への申請手続き等に必要情報 (個人情報を含む場合があります) について、当社より</p>	<p>&lt;レジストリ若しくはレジストラへの情報提供等&gt;</p> <p>1. IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続き等の代行等</p> <p>当社は、顧客から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、その顧客に代わってレジストリ及びレジストラに当社サービスにおいて使用する IP アドレスの割当て若しくは返却、ドメイン名の割当て、変更若しくは廃止又は接続データベースへのドメイン名の追加、変更若しくは削除の申請手続き等を行います。この場合において、顧客は、レジストリ及びレジストラに対して当社が代位弁済することを承諾するものとします。</p> <p>2. IPアドレス又はドメイン名に係る申請手続き等の際の情報提供等</p> <p>2.1 当社への申請手続き等の請求</p> <p>本付属文書第 1 条の場合において、顧客は、それぞれのレジストリ若しくはレジストラが定める登録規則及び情報取扱の規定等を承諾したうえで、当社に申請手続き等の請求を行うこととします。</p> <p>2.2 顧客の同意</p> <p>本付属文書第 1 条の場合において、顧客は当社へ提供する情報のうち、それぞれのレジストリ若しくはレジストラへの申請手続き等に必要情報について</p>
---	--

<p>それぞれのレジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者へ提供することに同意したものとします。</p> <p>第3条 (提供情報の更新手続き等)</p> <p>1. お客様は当社がそれぞれのレジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者へ提供したお客様の情報に変更が生じた場合、それぞれのレジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者への情報の修正、削除等の手続き（以下「更新手続き」といいます。）の請求を当社に対して行うものとします。</p> <p>2. 前項により、お客様より更新手続きの請求があった場合、当社は、速やかにそれぞれのレジストリレジストラ、又はデジタル証明書発行者へ更新手続きを行い、手続き完了後、その旨をお客様に通知します。</p> <p>第4条 (免責)</p> <p>当社は、レジストリ、レジストラ又はデジタル証明書発行者の規定・判断により、お客様にIPアドレス、ドメイン名又はデジタル証明書の取得ができない場合であっても、それによりお客様が受けた損害について責任を負いません。</p> <p>第5条 (本規程の変更)</p> <p>当社は本規程を変更することがあります。本規程を変更する場合は、当社約款の変更に関する手続きに準ずるものとします。但し、軽微なものについては、この限りではありません。</p>	<p>ては、当社よりそれぞれのレジストリ若しくはレジストラへ提供することに同意したものとします。</p> <p>3. 提供情報の更新手続き等</p> <p>3.1 更新手続きの請求</p> <p>本付属文書第1条、第2条の場合において、顧客は当社がそれぞれのレジストリ若しくはレジストラへ提供した顧客の情報に変更が生じた場合、それぞれのレジストリ若しくはレジストラへの情報の修正、削除等の手続き（以下「更新手続き」といいます。）の請求を当社に対して行うものとします。</p> <p>3.2 更新手続き完了の通知</p> <p>第1項により、顧客より更新手続きの請求があった場合、当社は、速やかにそれぞれのレジストリ若しくはレジストラへ更新手続きを行い、手続き完了後、その旨を顧客に通知するものとします。</p>
--	---